

海老名市住宅改修支援事業業務委託仕様書（単価契約）

1 業務概要

- (1) 委託件名
海老名市住宅改修支援事業業務委託（単価契約）
- (2) 事業内容
別紙のとおり
- (3) 業務目的
本市のリフォーム支援事業となる海老名市住宅改修支援事業を実施するにあたり、海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱に基づき、受付や書類審査などを委託することを目的とする。
また、委託期間を通じて、書類審査は随時発生するものであり、契約時において数量が確定するものではなく、事業終了時に確定するものであるため、書類審査1件ごとの単価契約によるものとする。
- (4) 履行場所
海老名市内
- (5) 令和8年度の補助金募集期間
令和8年7月1日から令和9年2月15日まで（通年募集）

2 契約

- (1) 契約件名
海老名市住宅改修支援事業業務委託（単価契約）
- (2) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 契約方法
本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。なお、契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び契約約款（単価契約）によります。
- (4) 特記事項
市民サービスの向上及び市民の負担を最小限にする必要があるため、契約履行状況が良好と判断され、市及び受託事業者の双方において異議がない場合、かつ、当該事業の予算が確保された場合に限り、契約期間を最大2回更新できるものとします。

3 単価内訳

- (1) 発注業務
海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱に基づく、交付申請に伴う書類受付及び書類審査（再審査も含む）業務
- (2) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）
1,900,000円（予算の上限額であり、契約額を確定するものではありません。）
- (3) 想定数量

区分	想定数量
交付申請に伴う書類受付及び書類審査（再審査を含む）	245件

(4) 支払方法

受託者からの請求は、四半期に分けて行うものとする。

なお、請求書の他に、以下に掲げる書類を添えて請求するものとする。

- ① 事業報告書
- ② 対象者一覧表
- ③ その他市が必要と認める書類

※①及び②については、前月分を翌月 10 日（祝日や閉庁日の場合には翌開庁日）まで市へ提出すること。

4 業務内容

(1) 実施準備

- ・事前に市から提供される「5 貸与資料」を熟知していること。
- ・市民や施工業者等への周知活動（ホームページ等での実施予定の周知）
- ・受付及び審査の実施体制や従事者への研修等教育体制の整備

(2) 制度の周知

- ・市民や施工業者等への周知活動（募集開始や終了等の周知）

(3) 申請の受付

- ・令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 2 月 15 日までの交付申請を受付すること。
- ・対面での受付とすること。
- ・書類に不備があるものや添付書類が不足しているものは受付しないこと。

(4) 書類審査

- ・前項で受付した書類の審査を実施すること。
- ・書類に不備や不足等が確認された場合には、申請者へ連絡し、対応すること。
- ・申請者への対応状況について整理・管理しておき、市からの確認に対応すること。

(5) 書類管理等

- ・受付した翌日午後 3 時（祝日や閉庁日の場合には翌開庁日）までに、対象者の速報データを市へ提供する。（提供が遅れる場合には、理由を添えて、必ず事前に市へ相談すること。）
- ・書類審査において不備や不足等がなかったものについて、受付書類の原本を一週間分まとめて、翌週月曜（祝日や閉庁日の場合には翌開庁日）の午前中に市へ提供する。（提供が遅れる場合には、理由を添えて、必ず事前に市へ相談すること。）
- ・受付書類を市へ提供する際には、対象者別に、受付書類の一覧を作成し添付すること。
- ・関係者からの問い合わせに対応できるよう、委託期間の範囲内において受付書類の写しを保管しておくこと。

5 貸与資料

別紙 1 「貸与資料一覧」参照

6 成果品

別紙 2 「成果品一覧」参照

7 打ち合わせ協議の実施

業務遂行にあたり、市担当者との打ち合わせ協議を適宜実施し、市の意向に沿った提案助言等を行い、各工程の細部にわたって事前に意思疎通を図った上で業務に着手しなければならない。なお、受託者は、打ち合わせ協議の都度、速やかに記録簿を作成し、その内容について市担当者と相互に確認を行う。

8 特記事項

- (1) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- (2) 業務期間中の内容の見直しや修正等については、業務の範囲とする。
- (3) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与する。貸与品は業務完了と同時に返却すること。
- (4) 成果品の全ては市の所有とし、市の承諾を受けないで第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。また、事前に市担当者の確認を受けること。
- (5) 業務の遂行上知り得た情報については、公共事業という認識をもって守秘義務を厳守し、その責務を果たすこと。
- (6) 本仕様書に明記のないものであっても、本業務に必要な費用については、契約内に含むものとする。
- (7) 本業務の主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、再委託の内容を明確にして、業務実施前に業務委託協力会社承諾願を提出し、市担当者の承諾を受けるとともに、適切な指導、管理を行うこと。
- (8) この契約の履行に際して、特記事項（個人情報の保護）を遵守しなければならない。
- (9) 本委託業務は、海老名市契約事業環境配慮マニュアル適用事業になっていることから、環境配慮に関する事項の内容確認を行い、その内容に留意し、作業を行うものとする。
- (10) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組の一環として、対策を十分に行い、それに伴う経費は受託者が負担する。
- (11) 業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (12) 本仕様書に定めのない事項については、市担当者と協議しその指示に従うとともに打合せ議事録に協議した内容を記録すること。

以 上

別紙 1 「貸与資料一覧」

名称		仕様等
1	海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱	紙 媒 体：A 4 - 白黒両面刷り / 5 部 電子媒体：P D F データ
2	海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱に関する様式	紙 媒 体：A 4 - 白黒片面刷り / 1 部 電子媒体：P D F データ
3	施工業者等一覧データ	紙 媒 体：A 4 - 白黒両面刷り / 1 部 電子媒体：P D F データ
4	業務実施手順書	紙 媒 体：A 4 - 白黒両面刷り / 5 部 電子媒体：P D F データ
5	Q & A 集	紙 媒 体：A 4 - 白黒両面刷り / 5 部 電子媒体：P D F データ及びE x c e l データ
6	重複確認用データ	紙 媒 体：なし 電子媒体：P D F データ及びE x c e l データ

別紙2「成果品一覧」

名称		時期・頻度	仕様等
1	ホームページ等の開設状況がわかるもの	募集前までに	紙媒体：不要 電子媒体：PDFデータ
2	OJT実施状況及び実施結果報告書	募集前や従事者が変わるとき	紙媒体：不要 電子媒体：PDFデータ
3	速報データ	日次処理	紙媒体：不要 電子媒体：Excelデータ
4	受付書類の原本	週次処理	紙媒体：原本 電子媒体：PDFデータ
5	受付書類の一覧	週次処理	紙媒体：一部 電子媒体：PDF及びExcelデータ
6	事業報告書（請求用書類）	月次処理	紙媒体：原本 電子媒体：PDFデータ
7	対象者一覧表（請求用書類）	月次処理	紙媒体：一部 電子媒体：PDF及びExcelデータ

令和8年度 海老名市住宅改修支援事業の概要

目的	市民の居住環境の向上を図り、定住を促進するとともに、空き家の発生抑制及び地域経済の活性化を図る	
交付要件	対象住宅	次の①～③を全て満たす住宅 ①市内に存する住宅 ②違法建築物でない住宅 ③昭和56年6月以降の耐震基準（新耐震基準）を満たす住宅
	対象者	次の①～⑤を全て満たす者 ①住宅の所有者 ②申請日時時点で当該住宅に居住し、引き続き10年以上居住する者 ③住宅に居住する者全員が市税等の滞納がないこと ④住宅に居住する者全員が暴力団との関わりがないこと ⑤原則、過去にリフォームに係る補助金の交付を受けたことのない者（交付を受けた年度から10年経過→一部工事の補助可）
	補助対象事業	次の①～④の条件を全て満たす工事 ①10万円以上(税抜き)の補助対象改修工事 ②申請者が「海老名市住宅改修支援事業取扱事業者」または「海老名商工会議所会員」と契約して行った工事 ③令和8年1月1日～令和8年12月31日の間に工事が完了し、 <u>工事費を全額払い終えている</u> ※令和9年1月1日～令和9年3月31日の間に工事が完了し、工事費を全額払い終えたものは、令和9年度に申請可能。（予算措置され、事業が実施可能な場合） ④国または県もしくは本市が実施する他の補助制度を利用する工事でないこと
補助金	次の①、②のいずれか低い金額 ①補助対象事業費に補助率（1/5）を乗じて得た額又は工種別補助上限額のいずれか低い額の工種別補助額を合計した工種別補助合計額 ②補助上限額 ・一般住宅改修支援事業 …20万円 ・多世代同居住宅改修支援事業…30万円	
募集	審査件数	想定件数245件
	募集期間	令和8年7月上旬～令和9年2月15日（月） ※予算に達した場合、期間内であっても受付は終了
	申請時期	<u>工事代金の支払いを終えた日以降に申請</u>

※下線部は、事業の一部見直しで変更した箇所